法的判断枠組みと法教育の 目指すべき到達点

道徳判断発達理論を参考に

佐藤伸彦 (法学専攻 法政リサーチ・コース)

は じめ に 法教育研究会の議論と考察

- 1. 法教育の必要性と発達段階
- 2. コールバーグ理論における道徳判断の発達コールバーグ理論に対する評価と研究
- 1. 日本におけるコールバーグ理論の指摘と可能性
- 2. コールバーグ理論の修正と発達理論の問題 コールバーグ理論の枠組みの再構成と日本における法教育の位置
- 1.「公正」と「配慮」の道徳判断
- 2. コールバーグの反論と実証的研究に見る「記述されない」発達
- 3. ギリガンによるコールバーグ批判と「発達段階」の再定式化
- 4.紛争解決における思考構造と法教育への応用法的判断枠組みと法教育の実践へ向けて
- 1. 発達心理学の議論と法教育の実践
- 2. 紛争防止と法教育的役割

おわりに

はじめに

本稿では、最終的に、道徳判断の発達状況に応じた法教育のあり方の考察を目的とし、その考察のために道徳判断の発達理論を用いつつ、この理論の法教育への応用可能性について検討するものである。この法教育手法の検討を行うにあたり、2004年11月4日に出された法教育研究会の最終報

告書(以下、『報告書』)をその検討材料とする。

そもそも、『報告書』によれば、「法教育」とは、「法律専門家でない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの見方を身につけるための教育」と定義されている¹¹。そこでは、いわゆる消費者法教育や市民教育といった一般市民のための法講座も含まれそうであるが、ここでの「法教育」はそれとは異なる。また、大学等高等教育機関における「法学教育」とも明確に区別されて用いられている。そこで、法務省下におかれていた法教育研究会(以下、「研究会」も同義)²¹は、「学校教育等における法および司法に関する学習機会を充実させるため」の調査・研究・検討を行うことを目的として発足し、「法教育」の実質的な検討対象を学校教育における法教育としている。したがって、法教育研究者の間では、一般的に、「法教育」とは、学校教育における法その他の法的なものの見方を身につけさせる教育をさしている。また、『報告書』では、「我が国の学校教育等において、既に、法や司法に関する教育について先駆的な取り組みが行われてきている」とし、本格的な検討をしつつ広く普及する必要性があるとしている³³。

ところで,法教育研究は,社会科教員を中心に研究されてきた側面があり,司法書士や弁護士による実践もここ数年の間で増加している。一方,法教育においては,どのようなものをどのような形で教育するのかについては,法学的な観点も切り離せないものである。そこでは,基本的な法概念や法知識について,法教育の内容そのものの考察も必要である⁴⁾。例えば,黙秘権や罪刑法定主義,平和主義や私的自治の原則,模擬裁判など法教育の主たる教育手法の前提ともなるべき「法知識」の部分においては,弁護士・検察官など立場の異なった法学関係者の間に対立点があり,その点についても整理されることが望まれる。そこで,法教育において目指される法的スキルとはいかなるものを想定しているであろうか,という疑問を感じたため,本稿の主題とした。

現在,法務省下で、『報告書』の結果を受け、法教育推進協議会が発足

し,引き続き,法教育を実践すべく検討が行われている⁵⁾。

その前提として『報告書』では、法教育の実践において、子どもの成長や発達段階過程や学校段階に応じた取り組みが不可欠とされている⁶⁾。そして、ピアジェやコールバーグなどの発達心理学の見地から、「法的判断の発達」について触れ、小中高の各段階での法教育を展開させている。

その点,法教育研究会では,ピアジェ,コールバーグ(ないしはタップ)の「法的判断の発達」理論には,批判も多く出されていることが触れられている。特に,欧米と日本の文化的な差異から,「法的判断の発達」という部分には,疑問が呈されているが,研究会の中では十分に説明がなされておらず,この「法的判断の発達」という点で,十分に検討が尽くされたとは言い難い。

つまり、日本の発達過程について、コールバーグ理論が当てはまらないのであれば、発達段階に応じた法教育が必要である、とは必ずしもいえない。そのため、日本における「法的判断の発達」過程が、アメリカで研究された道徳判断の発達理論とどこまで関係づけられるのか、しっかりとした比較検討が必要である。そこで、ピアジェ、コールバーグ(ないしはタップ)の「法的判断の発達」理論の再考が必要となる。また、それらは、日本における目指すべき法教育とも関連し、法教育の目指すべき方向性についても検討することが必要である。

以上のような検討していくべき課題や問題意識から、本稿においては、発達心理学上の議論を再検討し、日本における本来の法教育として目指すべき法的判断やリーガル・リテラシーとは何かを考察していく。

なお、本論に移る前に、前提として用語の確認をしておきたい。これ以後、ピアジェ、コールバーグなどの道徳判断の発達理論について数多くふれる。これらの「道徳判断の発達理論」であるが、さしあたりタップの法的社会化における「法的判断の発達」と同義の意味として扱いたい⁷⁾。タップは、コールバーグの道徳判断の発達理論が、法の捉え方や法的同調などへもあてはまるかを検討し、その結果、法的発達に関しても実証的

データは,コールバーグの「道徳判断の発達理論」と一致するとしている。 そこで以下では,このタップの見解をもとに,「法的判断の発達」と「道 徳判断の発達」が同一視できることを前提に検討している。

法教育研究会の議論と考察

1. 法教育の必要性と発達段階

まず,法教育研究会『報告書』では,そもそも法教育の必要性について, 以下のように述べる。

「国民一人ひとりが,自らの権利と責任を自覚し,国民の自律的な活動を支える法や司法の役割を十分に認識しなければならない。その上で,法律専門家の助力を得ながら,紛争に巻き込まれないように必要な備えを行い,仮に紛争に巻き込まれた場合には,法やルールにのっとった適正な解決を図るよう心がけるとともに,自ら司法に能動的に参加していく心構えを身に付ける必要がある」¹⁸⁾

これらの背景には、1990年代以降の規制緩和などにおいて、事前規制から事後解決へと社会が変化してきたことが挙げられている。また、国際化が進むにつれて、様々な文化的背景や価値観にふれる機会が多くなり、より紛争に巻き込まれる状況が予想される。そのため、これまで以上に透明なルールによって公正に解決する必要性が求められることも理由とされる。また、アメリカにおいて法教育のきっかけの一つがウォーターゲート事件であることを考えてみると、公共的な事柄へ国民の参加を求めていくことが法教育を行う本来の趣旨でもある。さらに、裁判員制度のために、未来の裁判員の養成といった側面もある⁹⁾。

つまり,国民一人ひとりが,法や司法に関与する機会が増えることは, 社会の変化の上で必然的な結果である一方,そのために法や司法を理解させ,法的なものの考え方を身に付けることも当然に求められるのである。

そのほか『報告書』では、「実生活で生きていく働く力として,思考力,

判断力,表現力などを高めることを重視する法教育の基本的な考え方は,これまで積み重ねられてきている教育改革の観点からももとめられているもの」とされている¹⁰⁾。特に,教育改革の中,いわゆる「生きる力」の育成が求められ,国家・社会の形成に主体的に参画する日本人の育成が挙げられている。ここからも,一人ひとりの国民において,自律性・主体性が必要とされる法教育の考え方とも通じていることが分かる¹¹⁾。

こういった社会の変化などの背景を考えれば、「法教育の必要性」そのものは否定できない。では、日本において目指すべき法教育はどのように考えられているか。『報告書』によれば、「自由で公正な社会を支える『法』的な考え方を育てること」とされる。ここでいう「自由で公正な社会」とは、「様々な考え方を持ち、多様な生き方を求める人々が、お互いの存在を承認し、多様な考えや生き方を尊重しながら生きていくことのできる社会」とされる¹²⁾。

そこでは、法を共生のための相互尊重ルールとして捉え、国民一人ひとりがその法を守ることにより、自律的な活動を促進させるとともに、司法が、公平・公正な手続を基礎に、法に基づく権利救済やルール違反への対処などによって、法秩序を維持・形成していること理解させ、法を主体的に利用できるように養うことが目指されている。

他方,法教育研究会『報告書』において,「法教育の実践にあたっては,子どもの成長や発達の過程及び学校段階に応じた取り組みが不可欠となる」とし,子どもの判断が成長に従って,より主観的なものから客観的なものになることを留意することを必要としている¹³⁾。ここで,「主観的な」判断とは,自分の欲求に従って考えるようなものの見方であり,「客観的な」とは,第三者的ないしは社会的な見方ができるようになることをさすものとされる¹⁴⁾。例えば,じゃんけんの場合,幼児期から小学校低学年では,公正な決め方だと思うが,そのうち,じゃんけんは偶然にたよっているものであり,じゃんけんによっていいものとそうでないものがあることに気づき,小学校半ばくらいになると,多数決で決めることを重視するよ

うになり、小学校高学年から中学校では、多数決によっても矛盾があることに気づき、多数決で決めていい場合とそうでない場合とケースバイケースであることに気づくものとされる¹⁵⁾。

このように法教育研究会では,発達心理学の専門家や小・中・高等学校の教諭からのヒアリングを行った上で,発達に応じた段階的な法教育カリキュラムを作成する必要性を提示している。では,そもそも「発達段階に応じた」法教育とはいかなるものであろうか。

2. コールバーグ理論における道徳判断の発達

子どもの成長に応じた法教育の取り組みに関して,法教育研究会の『報告書』では,ピアジェ・コールバーグなどの発達心理学における先駆的業績である道徳判断の発達理論を基礎に検討されている。「道徳判断」とは,認知的過程であり,これらの過程で,価値観を見つめ直し,価値の優先順位を論理的に整える作業で,一生に数回に限られたまれなことではなく,日常生活において起きる道徳的な葛藤を解決させるための思考過程にあるものであるとされる¹⁶⁾。例えば,「中絶のジレンマ」と呼ばれる以下の例がある¹⁷⁾。

これは、「中絶はいけないことである」としつけられた女性が、望まない妊娠をした場合を想定したもので、そこに異なる価値観の対立がある時、どの価値観が優先するかに注目したものである。具体的には、法律上は中絶することが容認されており、フェミニストの友人からも中絶の権利があると助言し、恋人も現実的な理由から中絶に賛成である。一方で、両親や教会は母体を医学的に守るためでない中絶には反対である、といった状況設定がなされる。ここで、女性にとって価値観システムの葛藤は、望まない妊娠をしたことにより、内面化された価値観と外的規範との間に矛盾がある状態("不均衡")となるといわれる。そして、"均衡"を取り戻すためには、自分のいつもの価値観のとおりに解決するか、いつもの価値観を変えるかのどちらかとなる。いつもの価値観を変える場合には、今までの

考え方と調整していく必要がある。そのようにして,重視すべき価値を整理し直すものとされている。

この点は,第6回法教育研究会の議事において検討されており,発達心理学の専門である無藤隆教授からのヒアリングがなされている¹⁸⁾。その中で,無藤教授は,ピアジェやピアジェ理論を発展させたコールバーグ理論を紹介している。

ここで,本研究会議事において,コールバーグ理論について紹介されており,ここでも簡単に整理しておく¹⁹⁾。コールバーグ理論は,児童期から大人に至るまで,道徳判断が6つの段階として発達していることを示したものである。以下の表は,道徳判断の発達過程を説明するとともに,法的な発達変化にもあてはめてみたものである²⁰⁾。

[表1]《道徳判断の6つの段階と3つの水準・法的判断の発達》

コールバーグの道徳性の発達	法的な発達的変化	
(1) 水準 前慣習的水準	「法に従う道徳」 法 = 社会的とは認識してない	
第1段階 他律的道徳性 [特徴] 「正しい行為」とは,優れた 力をもった権威者によるものである。 社会的には自己中心的な視点を持つ。	法は権力者による永久的な禁止で罰と 結びつく。法に違反することと行為の 悪とは分化されていない。	
第2段階 個人主義・道具的意図・ 交換 [特徴] 自分にとっても利害が一致するから正しい行為ないし規則に従うものとされる。時には,他者の直接的な利益になる場合も正しい行為とする。すべての人が自分の利害の追求や対立の存在に気づいている具体的で個人主義的な視点を持つ。	法に従わないと損をするから従い,法は目的追求において打算的,道具的なものとされる。	
(2) 水準 慣習的水準	「法を維持するための道徳」 法 = 他者や社会の期待	
第3段階 個人間の相互期待・関係・ 個人間の調和,「よい子」 への志向 [特徴] 「よい人」であることが価値	法は,社会的に「よい」行動をするた	

立命館法政論集 第5号(2007年)

的な段階である。信頼や尊敬などの相 互的な関係の維持も正しい行為である とされる。他者との関係にある中にあ る個人的な視点を持つ。 めの指標であるとされる。他者を助けるために法を破るのは正しいと考える ものともされる。

第4段階 社会システムと秩序の維持 [特徴] 「正しいこと」とは,自分の 同意した義務を果たすことなど(他の 社会的義務に対立する場合を除く)や 社会・集団への貢献とされる。正しい 行為をする理由を,社会制度の維持や 社会的組織の崩壊をさけるためや自分 の義務を果たすという良心の命令のた めである。個々の関係も含め,役割や 規則を規定している社会システムの視 点を持つ。

社会秩序を守り,混乱を防ぐために作られた一般規則が固定化したものと捉えるようになる。秩序を守る法が正しさの根拠であり,法とは全体として社会秩序を維持するためのものと考えるようになる。

(3) 水準 脱慣習的・原理的水準

「法をつくる道徳」 法の正しいのは,法の正しさを根拠づ けるものが正しいから

第5段階 社会的契約あるいは効用 ・個人の権利

[特徴] ほとんどの価値や規則は集団による相対的なものであることに気づいているとされる。公平性や社会契約のために、その相対的な規則は守られるが、生命や自由など絶対的な価値や権利は、どんな社会でも多数者がどんな意見でも守られるべきであるとされる。

法は,あいまいな状況での意思決定に つき一貫性を保証する理性的な手続き とされる。

第6段階 普遍的な倫理原理

[特徴] 自己の選択した倫理的原理に基づく特定の法律や社会的合意は,通常は妥当であるとされる。一方,法律がこの倫理的原理に反している場合には,倫理的原理に従うべきとされる。そもそも倫理的原理は,正義(公平さ)という普遍的なもので,人権の平等性と個人の尊厳の尊重によるものと想定される。

法と道徳の区別がつく。また,法が普 遍的な道徳原則に依拠しているときに 正しいと判断をするものとされる。

参照;山岸明子「道徳的判断とその発達」木下冨雄,棚瀬孝雄編『法の行動科学』(福村出版,1991)80:77頁。山岸明子著『道徳性の発達に関する実証的・理論的研究』(風間書房,1995)16~19頁。J. ライマー他著コールバーグ『道徳性を発達させる授業のコツピアジェとコールバーグの到達点』(北大路書房,2004)56頁。

法的判断枠組みと法教育の目指すべき到達点(佐藤)

このように,法的発達段階でもコールバーグ理論の道徳判断の発達段階となっており,コールバーグの発達理論は参考になることが分かる²¹⁾。

ただ,コールバーグ理論における第6段階については,無藤教授自身,「実は一番よく分からない」という前置きをした上で,「人類普遍的な原理というものがあって,人間の権利であるとか,信頼であるとか,正義であるとか,そういうものをベースにして法というのはあるのだから,いかなる社会においても根本的な倫理というものはありえるのだと」と述べている²²⁾。

以上が、コールバーグ理論の基本的な説明である。しかし、無藤教授は、「もしかしたらアジア的な、東アジア的な、あるいは日本的な義理とか人情とか、そういったことの影響もあり得るというふうに思っております」とし、「具体的な人間関係(中略)と社会一般の規則のどちらを重んじるかというと、どうやら日本とか、韓国、台湾は結構人間関係を重んじる傾向が後まで残」ると述べている²³⁾。また、「日本で調査するとこの第3段階の人が非常に多くなるということがありまして、文化的な・コールバーグは当然アメリカ人ですから、そういった西欧的バイアスが入っているかもしれないということがよく指摘されます」ともしている²⁴⁾。そして、コールバーグ理論がキリスト教的なものであり、日本の伝統的な地域文化のある種の規範を取り戻すべきだ、という議論があるとも述べている²⁵⁾。ここから、法教育研究会では、文化的な差異が多かれ少なかれ存在しているという前提に立って、法教育カリキュラムを基礎づけている²⁶⁾。

そこで,コールバーグ理論の発達段階を参考とすることについて,コールバーグ理論が日本においても成り立つ文化的にも普遍的な理論なのかは問題となる。したがって,次にその点について検討してみたい。

立命館法政論集 第5号(2007年)

[表2]《小学校・中学校・高校における法教育(参考)》

	小 学 校	中 学 校	高 等 学 校
法教育の目的	・法やきまりを守ることやその必要性や表の必要性や表でをできる。 ・作業的、体験的資のは、公民の基礎を身にした。 ・日常生活や遊びでを見いたルールは、の立場に立め、は、相手の立場に立めの道徳性の育成。	・普遍法、高原とは、 ・普遍法、尊厳理解の理事を表して、 ・	・法確かは ・法確かな判断の を再構のの を再構のの を再構のの を再構のの を再構のの を再構のの を再構のの を再構のの でが を制度の ので ので ので ので ので ので ので ので のの での のの を再構のの のの のの での のの での のの での のの のの
想定され る教科 ・活動	社会科,道徳科,学級 活動などの特別活動	社会科,道徳科,特別活動,選択教科,総合 的学習の時間	社会科,家庭科等の他 教科,選択教科,総合 的学習の時間

参照;『我が国における法教育の普及・発展を目指して 新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐぐむために 』法教育研究会「報告書」15~17頁。ただし,高等学校で想定される教科・活動は,筆者による。

コールバーグ理論に対する評価と研究

1. 日本におけるコールバーグ理論の検討と可能性

山岸教授は,小学5年生から大学院生までの各約20名を対象に検討し,

日本においてもコールバーグの各発達段階の志向がみられること、

年齢による発達傾向は,コールバーグ理論が提示した論理的順とほぼ一致していること,を検討結果として報告している $^{27)}$ 。

他方で,コールバーグの行ったアメリカの結果と比較した場合,山岸教授は,日本の道徳判断においては次のような特徴が見られると指摘している²⁸⁾。

まず,第一に,全体的に第3段階が多いとされる。特に女子の場合に著しく,児童期でも第1段階や第2段階が少なく,この段階においても第3段階の志向が多いことである。第二に,他の段階にも第3段階的な対人的価値志向が関与していることが多いとされる。また,日本の場合,客観的に誰にとっても正しい解決よりも,他者や自分にとって最善の解決を採る傾向にあるとし,どんな状況にも妥当する普遍的正当性ではなく,状況に応じて最善策を選ぼうとする傾向をみる。要するに,日本においては,「あらゆる人に公正な決定」よりも,むしろ,「全体の場がうまくいくこと」や「自分が具体的にどう関わるか」が考慮されるとされるのである。

これらの検討結果から、日本においては、形式的に第3段階が多く、形式的問題か内容的問題かは不明確としながら、コールバーグ理論のいう第3段階に似た傾向が顕著であると指摘する。このような傾向について、山岸教授は、日本の文化と関連させ、「日本ではよい対人関係の維持が価値とされ、他者からどう思われるかが判断の基準になりやすい点で共通している」ところに表れるのではないかとする。

その他,山岸教授の研究によれば,第4段階が多く見られるようになるのは,高校生の男子である。一方で,同じ高校生の女子では,様々な段階で反応が現れており,一定の傾向は見られないものとされる(「主たる評定のみ」の表では,数的には第3段階が多い)。第5段階は,大学生になり増えており,第5段階でないものも部分的に第5段階の反応を示すようである。ここで,この研究でも第6段階は見られていない。山岸教授の指摘では,この大学生・大学院生の時期は,様々な段階の反応を示す者や基本的には高い段階の志向にあるが,低い段階の志向も同時に持っている者等があったとする。さらに,高校生になると主たる評定では,第2段階は見られなくなるが,大学生・大学院生になっても第3段階の志向が見られ

る。ここで,アメリカとの比較(1958年)では,日本の高校生の年齢になってもアメリカでは第1・2段階が見られているようであり,全体に占める第5段階の割合では,日本の結果が僅かながら上回っているないしはアメリカとほぼ同数である。

このような日本における独特の文化的特徴についての指摘は,法社会学 における法意識研究の中でも行われてきた。特に、川島の法意識論に対し て分析された六本教授の指摘は、法文化にふれたものとして代表的なもの である。この法意識研究において指摘された六本教授の法文化説は、先の 山岸教授の指摘した日本における道徳判断の文化的背景と関連するもので あると考えられる²⁹⁾。六本教授は,社会秩序や規範についての伝統的な思 考構造として、川島の法意識論においても指摘された「義理」の観念に集 約されていると考えている。この「義理」観念に表れる秩序原理の特徴と して、「人と人との関係(社会関係)を規律する一般的なルールの存在が 想定されないことにある」としている。ここでは,行為者が何をすべきか について、「相手方の事情や心情を忖度してその期待にそうよう特定する ことが期待され」、「受益者の方から何かをせよと要求することは、はした ない行為とされ,不信頼を表すもの」とされている³⁰⁾。このことからも, 日本における法文化の特徴として、「義理」観念が存在し、人と人との関 係を維持することに、一般的な社会秩序の価値をおいており、そのために 具体的な訴訟段階に至らないと考えられている。こういった法文化説の立 場から日本の法意識を捉えると、法的判断において全体的に第3段階が多 く,他の段階にも第3段階的な志向が関与するという日本の特徴と符合す るように見える。

2. コールバーグ理論の修正と発達理論の問題

ここまで,日本における法的判断の特徴として,コールバーグ理論における第3段階的な志向が見られるという指摘を取り上げた。そうであるならば,『報告書』において,日本における法教育の参考として,コール

バーグ理論を日本における状況と具体的に検討することなく取り上げたことには疑問が出てくる。ここで,この点について検討を要する課題であると指摘しておくとともに,その検討を試みたい。

ただ,これまで取り上げてきたコールバーグ理論においては,様々な批判がなされている。コールバーグ自身は,それらの批判を受けつつも,20年に及ぶ縦断的研究によって道徳判断の発達の分析を行った上,自らの研究データに関する分析方法に修正を加えている³¹⁾。まず,分析方法がどのように修正されたかのかについて説明しておく³²⁾。なお,この修正・改訂は,6つの発達段階のどの段階に位置するかを決める基準や評定法に対するものであり,6つの発達段階の位置づけそのものに対するものではない。

初期に用いられていたシステムは、文章評定法(Sentence and Global Scoring)と呼ばれる得点化手法で、回答者の道徳判断の内容に焦点を当てたものとされる。このシステムは、被験者の回答パターンの区別には役立っていたようだが、コールバーグの理論的仮説と矛盾する特殊な例も見られていた。例えば、大学入学後、第4段階から第2段階に落ち込むのに対し、卒業後には、第4段階ないしは第5段階の水準に戻るとされる。いわゆる「退行現象」(regression)である。コールバーグは、この「退行現象」に対し、得点化システムを道徳判断の構造と内容を区別できるように改訂する必要があると考えていたようである。

そこで、1971年には、ジレンマを解決する理由づけの構造をより強調させるために、構造的課題評定法(Structural Issue Scoring)と呼ばれるシステムを考案している。これによって、一見2人の回答者が同様の道徳的関心を持っていると思われる理由づけを行っても、ジレンマに対してそれぞれ用いる社会 道徳的視点の違いにより区別化できるようにしたものである。このようにして、第二次システムは、理由づけの構造と内容を区別することで、より正式な測度を可能にしたわけである。そして、初期の得点化システムにより脱慣習的とされた多くの反応は、概念的に精査された第3段階ないし第4段階の反応とされた。また、「退行現象」の問題も解

決されたようである。

さらに、コールバーグ自身は、アン・コルビー(Anne Colby)やジョン・ギップス(John Gibbs)などの得点化の専門家チームと、標準道徳的評定検査(Standard Issue Scoring)という第三のシステムを開発している。このシステムは、得点化の過程を多くすることで、形式を標準化し、分析単位である「基準判断」を明確にしたようである。そうすることで、2人の得点化を行う者が高い評定者間信頼性(interrater reliability)に達する確率が非常に高めたといわれる。このように、コールバーグの縦断的研究の過程で、発達過程を段階づける得点化システムが発展することで、より信頼性のある得点化によって分析することが可能となったのである。

初期の評定法のデータを改訂後に再評定すると,かつての脱慣習的水準とされたものの多くは,洗練された慣習的水準であるとされる³³⁾。そのため,山岸教授が,アメリカの大学生でも第3段階や第4段階が多くなると指摘したことは当然であると考えられる³⁴⁾。

20年に及んだ縦断的研究によって得られたコールバーグ理論の信頼性については、いくつか批判も出されている。しかし、これにより、コールバーグ理論の信頼性が根本から揺らぐならば、発達理論を前提とした法教育の展開を法教育研究会の結論として報告したことには、理論的な誤りが生じることになると思われる。もちろん、理論的な誤りが生じるとしても、実践的枠組みとの関係では、発達段階に応じた法教育の必要性にズレが生じるとは限らないが、道徳判断の「発達段階」という枠組みが揺らぐことは否定できない。このことについて、先の縦断的研究の過程で、発達段階分析の得点化システムの信頼性がより高くなるよう修正されてきたとした。

自身の仮説について疑いを持っていた。しかし,縦断的研究において, コールバーグ理論の最も基本的な2つの仮説が確証されたと報告されている³⁵⁾。その研究結果は,(1) 発達段階が一定の順序により形成されている こと,(2) 段階が構造化した全体であり,個人の理由付けにおいて内的一

この点、コールバーグ自身は、さまざまな結果が見いだされていたため、

貫性をもつこと、である。

つまり、コールバーグの発達理論には、細部において留保する必要はあるものの、やはり一定の信頼性が確保されたと考えられる。そこで、コールバーグの「発達段階」について、次に問題となるのは、道徳判断における「発達」の第3段階の捉え方である。この問題に対しては、ギリガンのコールバーグ批判や日本における道徳判断の発達傾向からは、初期コールバーグ理論には「記述されない」発達過程があるものと考えられた。一方、再評定後のコールバーグ理論においても、アメリカの大学生でも第3段階や第4段階が多くなっていた。すなわち、ここでの批判や研究の中で指摘されている枠組みでは、第3段階とそれ以降の発達段階についてうまく説明できないことになる。この点、コールバーグ理論の第3段階以降の「発達」において、その「記述されない発達過程」について捉え直すことも、理論自体の信頼性とは切り離して考えることが必要である。

そこで,コールバーグ理論が,一定の信頼を得ながら多くの批判を受けていることに鑑み,批判を整理しながら,理論自体の修正を念頭においた上で,道徳判断の理論的枠組みについて再構成をしてみたい。

コールバーグ理論の枠組みの再構成と 日本における法教育の位置

1.「公正」と「配慮」の道徳判断

山岸教授によって指摘された日本における道徳判断の特徴とコールバーグ理論との関係はどのように理解するべきなのだろうか。この点は,山岸教授自身も,検討課題として指摘している³⁶⁾。ここで考えられるのは,対人的価値に志向する傾向を,発達的に低い第3段階にすぎないとする一方で,そのような日本において見られる傾向を,コールバーグ理論の枠組みでは捉えられない発達が含まれるとすることである。

その点,日本の道徳判断の発達過程と同種の傾向を示すものとして,

キャロル・ギリガンによるコールバーグ批判が参考になる。それは、コールバーグ理論において、女性の発達が男性に幾分か遅れる証拠として、女性の発達過程で道徳判断の理由づけが第3段階へ集る傾向が同様にみられたことを挙げた³⁷⁾。一方、ギリガンは、女性の道徳判断において「対人的価値」志向は、第3段階として記述しきれない可能性があると指摘している。それは、少なくとも第二次システムの時点では、日本においても女性における発達段階と同様に、発達過程になんらかの記述されない枠組みが存在していると考えられるものである。

ギリガンは,女性の道徳判断の発達について,次のような研究方法から 検討している³⁸⁾。コールバーグは,仮説的なジレンマ(例えば,死にそう な妻のために特別な薬を盗むか39) によって、「選択を強制する」ことで 行ったが、ギリガンは、女性自身に女性の生活の中で自然に起こるモラル ジレンマについて語らせた。これは,仮説的で実生活にない状況で,「選 択を強制する」場合には、正確に答えられないと考えたことによる。また、 この研究では、予期せぬ妊娠で子どもを産むかどうかの現実的な問題に直 面した女性が,世話をして傷つくのを避けるために,"利己的"や"責任 感がある ", " 義務 " ということばによって熟考するとされる⁴⁰⁾。しかもそ の女性たちにとっては、規則や原理にはそれほど関心がなく、むしろ他者 への配慮や責任感と自分自身を思いやる必要性との関係に関心があり、そ の間で悩んでいたとされている 41 。そして結果として、女性は対人関係、 責任感や自他への配慮が常にあり、個人の権利が法的主張に理論的には 勝っていても,抽象的な原理によって考えることは少ないとされる。その ために,女性が脱慣習的水準で評価せず,第3段階から第3/4段階(3と 4との混合)の水準である誤った解釈となると考えられる。つまり,女性 の道徳判断の発達においては, コールバーグ理論の第3段階優位の枠組み には記述されない発達が含まれていると考えられる。それは、ギリガンの いう,男性の「公正」の道徳に対する「配慮」の道徳である42)。

したがって,ギリガンの批判を参考とすれば,日本での第3段階の傾向

も単に日本の法意識の発達の遅れによるものとすべきでない。つまり,日本における道徳判断発達過程にも,女性の道徳判断の発達と同様,記述されない発達過程が存在していると考えられる。

2. コールバーグの反論と実証的研究に見る「記述されない」発達

しかし,ギリガンの性差に関する考察に対して,様々な反論や見解がある。次に,このギリガンへの反論やギリガンの見解に対する意見を通じて,修正前後を含めコールバーグ理論全体について考える。

コールバーグは,女性の道徳判断の発達過程に,「コールバーグ理論の第3段階の枠組みには記述されない発達が含まれている」としたことに対し,いくつかの指摘をしている⁴³⁾。

まず,コールバーグは,性差による道徳判断の存在に対して,改訂された得点化システムによればあてはまらないとした。改訂された得点化システムでは,公正推論の形式的特性だけで段階評定が出されているため,「配慮」や責任といった指向から判断しても,公正推論の形式的特性が低く段階づけされることはなくなっている。

次に,実は実証的研究において,ギリガンのように発達段階に性差がみられるとした研究例は少ないという⁴⁴⁾。とくに,青年期までは性差がほとんどみられず,主に性差がみられるのは成人期においてのようである。つまり,成人期の女性が道徳判断が低い段階とされたのは,そのような高等教育や職業組織などの社会的制度にめぐまれていなかったためとされている。さらに,実際の道徳推論を再吟味すると,男女に関わらず「公正」と「配慮」の道徳の双方を用いているともされる。そして,家族など個人的問題については他者への「配慮」の道徳が重視される一方で,より社会的状況における対人的問題については「公正」の道徳が重視されるという。

ただ,コールバーグらも,「配慮」を道徳判断の問題に取り込んで考えている。それは,「公正」と「配慮」の関係を以下のように捉えたことにも現れている⁴⁵⁾。まず,道徳の意味を2つの意味に区別した。一つは,

「公正」の道徳を、社会関係一般での普遍的な解決を目指すもの(「道徳的観点(moral point of view)」)として説明した。他方で、「配慮」の道徳を、個別的な社会関係での「個人的」な道徳的ジレンマに対する解決に役立つものとして説明される。このように区別し、二つの意味の道徳を認めた。その上で、コールバーグらは、「配慮」とは、「公正」という一般的義務を前提としたもので、個別的関係という限られた範囲で「公正」の義務を補完するものと考えたようである。そのような意味では、普遍主義的な「公正」の道徳と個別主義的な「配慮」の道徳が相対立するものではない⁴⁶⁾。そのような形で、もう一つの道徳的指向について受け入れたのである。

他方,ギリガンへの反論の一つ目の性差の原因について,高等教育等の 役割取得の機会の側面をあげる指摘に対して,次のような興味深い指摘が ある⁴⁷⁾。

ジョン・スナレイ (Jhon Snarev) は, 主にキブツの20~24歳を扱った イスラエルのサンプルを再分析し、その結果、トルコ人やアメリカ人より も急速な発達が見られ,多くは,第4段階から第4/5段階であったとした。 また、大学に通っていないものも男性・女性双方にもあてはまったとして いる。さらに、ベッシー・スペイチュアー=タービン(Betsy Speicher-Dubin)は.アメリカ人およそ400人の中流階級の両親と200人の子どもた ちとを男性と女性に等分した10~31歳までのサンプルで研究し、男女のあ る年齢での道徳判断の発達の速さで有意味な性差が出たとしている。しか し、タービンの研究では、両親において見られた教育水準や職業水準の違 いとの強い相関関係が、若い世代では同じ教育水準や職業水準であれば、 男女間での発達の速さに違いはなかったとされている。さらに,スナレイ の研究でも、キブツの両親と子どもたちのサンプルでは、父親たちとキブ ツを共同で創設した母親たちが、夫と同じように高次の段階の道徳判断の 理由づけを行い、キブツ社会においては、息子や娘たちも、青年期後期ま でに同じように第3段階から第4段階へと移行し,第5段階の出現も男女 間で同様であったとされている。

単に、二つの研究結果をみると、役割取得の機会の変化それ自体は、道徳判断の発達の男女の差異を表さないものであるし、男性と女性の道徳判断の優劣も疑わしいものと考えられる。ただ、イスラエルのキブツは、平等主義を道徳とし、1940年代後半のアメリカ出身のキブツの創立者で、その研究対象の子どもたちもイスラエルの都市出身者であったようである。この点が、結果に何らかの影響があったともいわれる⁴⁸⁾。このキブツの研究結果は、平等化が進んだ社会においては、女性も男性と同様の発達を示すというコールバーグの主張を裏付けるものでもある⁴⁹⁾。その上で、ギリガンの指摘や本節で扱った二つの研究結果からみるに、一方で性差において何らかの違いがあると見られるのに対し、他方で、コールバーグの主張を支持するかのような指摘もあり、性差による男女の道徳判断の発達の差異について、十分に解明され、整理されているとはいえない状況である。

アメリカやそれ以外の諸外国において,社会構造の類似性や平等主義の 進度等,心理学的以外の要素とともに具体的に分析していく必要があり, 必ずしも信頼性のある結果とは考えられない。したがって,男性・女性の 性差による道徳判断の発達の差異については,今後も研究を要するもので あるが,一連の議論では,男女間で発達の速さなどで評定に差異が出る例 もあり,男女間の道徳判断においては何らかの違いがあることが示される。

他方で、コールバーグ理論を再考するにあたって、文化的普遍性の問題も指摘される。この問題については、モーデシャイ・ニッサン(Mordechei Nisan)の研究例がある。ニッサンは、トルコにおける縦断的研究のデータを再分析し、アメリカ同様、段階の普遍的な順序性と構造化した全体性の両方が、それらのサンプルにおいて当てはまることをみいだしている⁵⁰⁾。この再分析では、トルコの都市に住んでいる男性に比べて村に住んでいる男性が一貫して発達の速度が遅いことから、長期にわたる時間を越えた発達の速さが役割取得の機会の程度によって予想されることをみいだす。また、日本においては、山岸教授が、小学生で第3段階に達するものが多い反面で第2段階以下がほとんどみられず、中学生になって第2段階

が現れるなどのコールバーグ理論や他の国では見られない傾向などを指摘した。さらに、日本においては、 社会的視点を持ち、功利性の観点から対処するタイプと 具体的他者への配慮や自分がどう感じるかを中心に、感情的な考慮がより現実的で客観的な「人格をもった他者及び自己にとっての最善の結果」を考慮するようになるタイプの二つの主要なタイプがあり、公正を重視した反応は少なかったことが報告されている⁵¹⁾。この二つの主要なタイプは、どちらも社会関係を重視した視点を持っていることが分かる。ここで、コールバーグ理論では、高度の発達段階でも、公正で正しい普遍的な原則を必要としている⁵²⁾。一方で、日本における発達では、誰にとっても公正・適正な原則を志向するよりも、具体的な状況に即した最善・適切な判断を志向しており、ギリガンの「公正と配慮の道徳」とも関連するものであると報告でも指摘されている。

ここであげた研究様式の違いや結果は,文化的側面や社会発展的側面を中心に,発達に関し「公正」以外のなんらかの道徳的判断の存在を示すものであると考えられる⁵³⁾。

結局のところ、ギリガンの指摘がなければ、コールバーグ理論の第3段階以降には、「配慮」という「記述されない」発達過程を発見できなかっただろう。その意味で、ギリガンの示した性差による道徳判断の発達過程は、評価に値する指摘である。また、文化的に見ても、コールバーグ理論は、「公正」以外の対人的関係に基づく道徳判断が示されており、「公正」ではない「配慮」というもう一つの道徳判断の存在は肯定しうるものと考えられる。その上で、何らかの(「配慮」という)「記述されない」発達過程の存在も、一定の説得性を持つように思われる。

3. ギリガンによるコールバーグ批判と「発達段階」の再定式化

それでは,コールバーグ理論における第3段階に「記述されない」発達 過程とはどのようなものと考えられるのか。ここで,コールバーグ自身は, ギリガンの批判を受けて,理論枠組みを大きく修正し,第6段階を再定式 化し、もうひとつの道徳的指向を受け入れている。

そのもうひとつの道徳的指向につき、男女の性差による道徳判断による 批判を行ったギリガンは、女性特有の道徳的判断が、「配慮」により成立 していると捉えている⁵⁴⁾。実際、コールバーグ理論は、初期の経験的研究 の対象者は男性のみであったなど、男性のライフサイクルを前提としてき たものであり,女性のライフサイクルは異なる展開があるのではないかと する。ギリガンは、先にあげたギリガンの仮説(妊娠中絶の決定)を通じ、 「人を傷つけない」といった「配慮」を行為基準として道徳的な推論を 行っているとした。この「配慮」による道徳判断は、「公正」のような抽 象的な原理による推論とは異なるものである。この男女の性差による「公 正」と「配慮」の道徳判断について、経験的に性差に現れる自己像の違い に結び付けているとされる⁵⁵⁾。この違いとは、男性が異性である母親から の分離が男らしさの獲得であるため、「分離した自己(separate self)」の イメージによることで個人主義的な道徳を形成する一方、女性が母親との 愛着がアイデンティティの基礎になるために、他者と相互依存しあう「結 合した自己 (connected self) のイメージとなることで対人関係における 相互依存性を重視した道徳を形成する。

さらに,ギリガン自身の理論的視点を,コールバーグ理論の3つの道徳 発達の段階に,「配慮」の道徳を対応させて考えている⁵⁶⁾。そのようなギ リガンの批判によって,「公正」とは異なる脱慣習的道徳が定式化され, これまでの旧コールバーグ理論による道徳的判断の発達段階のステージが 完全なものでないことが明らかにされた。

ここで一見すると,ギリガンは,「公正」と「配慮」の道徳判断が相反するかのような捉え方で比較している。それは,自己像に結び付けて,男女のライフサイクルの差異を前提とすることで,「分離した自己」と「結合した自己」という形で対比させていることにある。

しかし,必ずしも「公正」と「配慮」とは相対立するものではないとする指摘もある 57 。なぜなら,コールバーグ自身も,ギリガンの批判に応え

る形で研究を改訂し、「配慮」を「公正」を補完するもう一つの道徳的指向と考えていたからである。また、個別的他者の幸福である「考慮」を、「慈愛(benevolence)」として再定式化し、普遍的な葛藤解決である「公正」と統合した。そして、「人格の尊重(respect for person)」を、「慈愛」と「公正」の共通原理として位置づけ、道徳的発達の第6段階とした⁵⁸⁾。この第6段階において、「人格の尊重」という概念が用いられたのは、自律的で合理的な行為者であれば、他者の権利との衝突や他者との葛藤という状況を考慮することで、他者にとっても「公正」で「配慮」された合意を形成するとしたからと考えられる⁵⁹⁾。

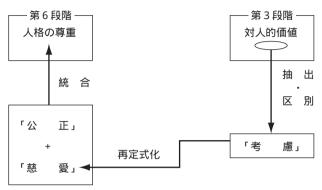
ここでは、コールバーグが、第6段階の「人格の尊重」の原理を、「他者との対話による合意の形成」であると考えていたことに注目すべきであるう。結局、コールバーグ理論の改訂において、第6段階を「人格の尊重」原理の段階と捉え、「他者との対話による合意の形成」により道徳判断がなされると考えると、従来、第3段階と捉えられていたものの大半は、この第6段階に近づくことになる。

他方で、そのように考えると、これまで女性や日本人が第3段階の傾向を示し、アメリカの大学生でもデータの評価方法によっては第3段階の志向が多く見られてきたことには納得ができる。なぜなら、性差的な思考構造や文化的価値の差異に根拠を求めたために、女性や日本人が第3段階の傾向を示したものと考えられるからである。

この「他者との対話による合意形成」について,日本における道徳的発達においては,日本の法文化の特徴から,義理観念や良好な対人関係の維持に価値が置かれていたことが挙げられる。すなわち,日本の法文化によれば,「人格の尊重」の原理のうち,「配慮」「慈愛」といった他者との利害関係の調整に重きを置いていたため,それが普遍的・一般的な「公正」よりも特徴として現れ第3段階にカテゴリー化されたものと考えることもできる。そもそも日本においては,調停や和解などの裁判外紛争処理方法が利用される例も多く,ヨーロッパや訴訟社会といわれるアメリカと比べ

法的判断枠組みと法教育の目指すべき到達点(佐藤)

[図1]《コールバーグ理論・第6段階の再定式化》



第6段階の再定式化の過程を簡単に図で示したものである。第3段階の要素とされていた「考慮」を,第3段階の対人的価値とは区別し,「慈愛」として再定式化された。

ると、「他者との対話による合意形成」が法的な場でも整備されていた。

ここで日本の法文化について,六本教授は,「日本的な法観念は全否定さるべきか」という疑問を投げかけており,義理の秩序観による行動様式について,多くの長所が備わっているとした⁶⁰⁾。また,「たとえば,他者との関係における「和」の尊重,他者の事情や心情に対する思いやりと配慮,それに従って時に自己犠牲的に行為する心情,個別的な状況に照らして何が妥当かを判断する感覚や融通性志向など」をあげ,「法過程における公式過程と非公式過程との配分の形成においても,非公式処理を友好的なものとするための社会的インフラストラクチャの軽視においても,伝統的な文化要素が役に立つかもしれない」ともしている⁶¹⁾。

ところで,道徳的に「高次」とは,西欧的であるか日本的であるかという文化的価値によってもかわりうると考えられる。つまり,文化的価値それ自体が,多元的であり,西欧的な公正の概念に基づくことは必ずしも妥当ではない⁶²⁾。それは,ギリガンの性差による道徳的判断の理論展開を前提とするならば,「公正」の道徳それ自体が,必ずしも高次のものと考えることはできないことからもいえる。

そこで、今後目指されるべき法教育の道徳的判断のレベルとは、「公正」のみによる法的判断ではなく、「他者との対話による合意形成」である。それは、従来まで日本の法化との関係でいわれてきた訴訟社会化とは異なる様式である。つまり、「法文化」の違いによって、訴訟率が低いことなどの実情の背景に、調停など訴訟以外の方法により解決がなされていたことがあるとしても、必ずしも道徳的判断の発達が劣っていたわけではない。それはいわば「配慮」の道徳によって、社会が形成されていたという場合も考えられる。

これらはまた,近時,ADR(代替的紛争解決)が注目されている中で,「他者との対話による合意形成」を反映させやすい法的な場であることにも留意しておくべきである。川島以降,近代化として低訴訟率の改善などの法意識の向上が目指されていた。しかし,欧米(特にアメリカ)でADRが注目され始めると,今度は,訴訟とは異なる紛争解決手段である調停をはじめとしたADRの活用が見直されている。

これらの歴史的な経過等から考えても,これまで日本の法文化の特徴として批判的に解されてきた「義理」の観念も,必ずしも劣った思考構造であったわけではない。それは,第6段階という高次の発達段階における原理を,「他者との対話による合意形成」として結論づけた場合,日本の伝統的な法意識において,非権利的な「配慮」の道徳は備わっており,権利的な「公正」の道徳の発達が欠けていたに過ぎないと考えられるからである。この点では,今後の法教育方法や内容を考える上で参考となる。

そこで、コールバーグ理論とそれに対する批判と再反論の議論を再吟味して、目指す法教育を考えてみると、単に法やルールにのっとった適切な解決をすればよいだけではなく、適切な調整を図った紛争解決をも心がけなければならない。そして、「人格の尊重」においても、「公正」の概念と「慈愛」の概念を把握し、統合したものが適切な法的判断であることを認識させておかなければならない。この点、強調すべきは、「法やルールにのっとった適切な解決」ではなく、「法やルールにのっとった適切な利害

の調整」にあるように思う。

4. 義理観念と紛争解決システムとの思考構造の差異

ただ,義理の観念も必ずしも劣った思考構造であったわけではないとはいえ,ADR の活用の中で求められている「法的対話」ないし「法的交渉」とも,「他者との対話による合意形成」において想定されている状況とも異なる。この点の違いは次のように説明される。まず,義理の観念が念頭に置かれた紛争解決に対する思考構造としては,紛争当事者の間を規律する一般的なルールはなく,「和の精神」や「調和」が重視されている⁶³⁾。そのため,訴訟により黒白はっきりさせるルールや規範による解決よりも,その場を丸く納めようという「仲裁的調停」によって解決されることが望まれている。川島は,調停と仲裁とが未分化であった事実から「仲裁的調停」と呼んだ。本来,法律用語上の区別としては,調停と仲裁は区別されなければならないものであるが,日本の日常用語では区別がなされていないことを例にあげ,西洋の法意識と異なるものとしている⁶⁴⁾。要するに,義理の観念による紛争解決の思考構造としては,西洋近代法的な法規範にはよらない,非権利的な心情や権力関係が作用していると考えられている。

それに対して、ADRにいわれる訴訟以外の紛争解決システムにおいては、「法的基準によった根拠のある法的交渉行動」がその基本とされる。

ここでは,いわゆる紛争解決に関する「第三の波」「第四の波」が参考になる。1980年代後半頃には,民事訴訟法・法社会学の観点から,調停や仲裁などの訴訟以外の紛争処理システムを訴訟と並ぶ紛争解決の選択肢のひとつとして捉えようという議論がなされ始めた。

一方で,調停等の制度は日本における法意識・権利意識の停滞を招くとした法意識論の観点からの批判も少なからずあった⁶⁵⁾。それは,訴訟に訴えでやすい社会こそが,民主的で自律的で近代的な法にそうものであり,調停や仲裁等訴訟外での紛争処理は,法的な場ではなく,義理の観念によ

る紛争解決に陥いるとの認識があったからでもある。

ただ,現在では,司法制度改革審議会『報告書』で ADR の拡充・活性 化が指摘されるなど,ADR は選択肢のひとつとして積極的に捉えられて きている⁶⁶⁾。ところで,「第三の波」とは,いわゆるフィレンツェ・プロ ジェクトにおいて,正義へのアクセス(Access to Justice)として,法へ のアクセスという言葉が形式的に用いられることを防ぐ意図があり,実質 的法治国家という考え方がその背後にある⁶⁷⁾。これは,正義へのアクセス に対する障害克服のための包括的な取り組みとして,訴訟と代替的紛争解 決方法を選択可能な柱として位置づけて,多様な紛争類型での多様なニーズに答えていくべきであるというのが,その中心的な内容として知られて いる。

この主張の背景には,実質的法治国家が念頭におかれていること,訴訟とADR との関係について,訴訟の側からADR に対して波及効果が,ADR の側からは訴訟への吸い上げ効果が想定され,ADR でも法的な基準が用いられていると考えていることから,「義理」観念の場面とは異なる。これは,ADR においても,法的基準が用いられなければ公正な解決は生み出せず,他方で,ADR が当事者の意向を組んだ解決をすることで,判決にも取り込まれ,判決も妥当性と柔軟性を持つものとなることが考えられている。また,小島武司教授は,日本での21世紀における正義の普遍的アクセスの新たな段階として,「第四の波」を提示している⁶⁸⁾。

そこで小島教授は、第四の波を、「相対的交渉」、「当事者間の法的交渉の新展開」と説明される。この「当事者間の法的交渉」において、「法的交渉は、交渉理論の深化に伴い統合的交渉(integrative negotiation)としての内実を獲得するとき、ウィンウィン(…双方に有利な解決…、以上筆者による注釈。)を目指すものとして当事者の満足度を各段に高い水準に引き上げるものとなり、しかも、弁護士が代理人となって各当事者をサポートし統合的な調整のためにその力量を発揮する態勢が整えば、法的な基準からの根拠のない逸脱は避けられるであろう。弁護士による法的サー

ヴィスがすべての人々にとって手の届く(available)ものとなるならば, 法的交渉の合理性と正当性は確保されて,法的基準に裏打ちされしかも統 合的な内実をもつ調整モデルを見出すことが可能となり,交渉は豊かな内 実を獲得することになるであろう」と指摘している⁶⁹⁾。

したがって、近年において提唱されてきた ADR とは、従来の「日本型仲裁的調停」ではなく、法的な基準を用いた柔軟で妥当性をもった紛争解決方法であり、「義理」観念による紛争解決の思考構造とは異なっている。また、訴訟や ADR のような近代司法制度では、社会関係には利害や意見の不一致があり、それに基づいて紛争が起こる。加えて、権利の要求を前提として、基準や合意の手続き・ルールの存在が基本となっており、社会関係にある非対等性を是正しながら紛争解決が目指されている。そこでは、社会的な権力関係による不当な解決を避けることも考えられている。他方で、「義理」観念における思考構造としては、特定の社会関係の具体的なあり方が前提となっているため、訴訟や ADR にあるような一般的なルールに基づく必要性が薄く、当事者間の社会的な権力関係が紛争解決に持ち込まれやすいと考えられている。つまり、一般的なルールと具体的な社会関係、人格の対等性・非対等性という違いがみられ、このような点で、「義理」観念における思考構造とは全く異なるものが想定されている。

以上において,訴訟以外の紛争解決や法的交渉の場面では,当事者の人格が対等であることを前提に,法的規範や公正なルールに従っていることが要求される。また,「法的交渉」が小島教授の指摘するような前提に立ったとすれば,従来の ADR 論で指向されていたような紛争解決の選択肢の単なる一つではなく,紛争予防においてもその機能を十分発揮すると思われる。つまり,そこでは,「公正」を前提とした交渉が求められている。それがいわば,「法やルールにのっとった適切な利害の調整」なのである。

法的判断枠組みと法教育の実践へ向けて

1. 発達心理学の議論と法教育の実践

前章まで、発達心理学的な見地からコールバーグ理論を基本とした法的 発達段階について検討してきた。では、法教育の実践において、どのよう な法的判断の養成を目指しているのだろうか。

この点,積極的に法教育を行っている立命館宇治高等学校の太田勝基先生によれば、『自分で決定したことは自分で責任をとるという,自己責任を基本とし、また、仮に紛争が生じた場合、そこでは「数の多さ」や「力」で解決するのではなく、「正しさ」や「理」を体現した公正なルールを用いるスキルを学ばせることが大切になる』と法教育を位置づけている⁷⁰。同様のことが、法教育研究会『報告書』の中でも謳われている⁷¹。

「我が国における法教育は,個人の尊厳や法の支配などの憲法及び 法の基本原理を十分に理解させ,自律的かつ責任ある主体として,自 由で公正な社会の運営に参加するために必要な資質や能力を養い,日 常生活において身近なものであることを理解させ,日常生活において も十分な法意識を持って行動し,法を主体的に利用できる力を養うこ とが目指されるべきである。

ここから,法教育で取り扱うべき主たる内容として,(ア)ルールの作り方やルールに基づく紛争の解決の方法について主体的に学習させる。(イ)日常生活における問題を題材にするなどして,私法の基本的な考え方や企業活動・消費者保護などの経済活動に関する問題と法との関わりを認識させる。(ウ)一人ひとりの人間が,相互に尊重されるべきであること及び自律的かつ責任ある主体として自由で公正な社会の運営に参加していく必要を認識させることや憲法及び法の基礎にある基本的な価値や国と個人との関係の基本的な在り方について,一層理解を深めさせる。(エ)司法とは,法に基づく権利の救済やルール違反へ対処することによって,法秩序の維

持・形成を図るものであることを認識させながら,すべての当事者を対等な地位に置き,公平な第三者が適正な手続を経て公正なルールに基づいて 判断を行う裁判の特質も学ばせることとされる。

しかし、法教育において重要なのは、「公正・公平なルールに基づいて 紛争解決できること」のみではない。発達心理学の議論を本来の形で参考 にするならば、「正しさ」や「理」といった公正なルールを用いるスキルを学ばせることだけではなく、利害の調整を図るスキルをも学ばせるべき ことになる。ここでいう利害の調整とは、公正なルールを機械的に適用して解決をなすことではなく、両者の権利の存在を両者が認識し、より両者 の権利の保護になるよう、公正なルールを基礎として、交渉をする(コミュニケーションをとる)ことである。このことによって、「他者との対話による合意形成」が実現するものと思われる。

つまり,公正なルールを基礎的な調整材料としつつ,いわば,「配慮」 の道徳によって,相互の権利や利害を認識し,対話により相互合意を得る スキルを学ばせることが,法教育の実践において要請される。

2. 紛争防止と法教育的役割

そこで,法教育の果たす重要な役割とは,「他者との対話による合意形成」という紛争解決のための法的判断のスキルを学ばせることよりむしろ,「他者との対話による合意形成」という紛争予防のための法的判断スキルを学ばせることである。

法教育研究会の『報告書』においても、今後の自由な活動から様々な紛争が生じることが、明確に指摘されている⁷²⁾。そしてそのような社会状況の変化で、紛争が生じた場合には、国民自身が公正なルールのもとに解決できることを求めている。また、法教育において、適切に紛争解決できるようなスキルを身に付けさせることをその役割としている。

これまで行政が事前に規制をかけることで,できるだけ紛争が生じる場面を避けていたのに対し,規制緩和などによって自由な活動がなされるこ

とによって,権利の衝突といった紛争が生じる場面が増える。つまり,法 教育の主な目的は,権利の衝突は避けられないものであることを前提に, 事後的に解決できるような国民を養成することにあると考える。

しかし、法教育によって、国民自身の自由な活動のもとでも、権利の衝突を調整し、相互に人格を尊重しながら、時には他者との対話を通じた合意を形成することで、事前に紛争を回避することができるのではないだろうか。他者の権利を意識しながら、社会において自由に活動する前提の道徳的な判断として、「配慮」の道徳が作用することによって、事実的な合意交渉なしでも概念的なレベルにおいて合意が成立して、紛争防止につながると思われる。

このように捉えると『報告書』において前提とする社会は,権利侵害やそれ以前の紛争の発生が社会化することを当然の前提とする一方で,それに対する適切な処理能力のある国民のみが適切に救済されることになる。つまり,法教育で示されているような規制緩和などによる紛争状況の増加に対する法的な紛争処理とは,川島の目指していた法意識論と大差はない。このことは法意識との関係で,そういった法的な紛争解決の能力,いわゆる「リーガル・リテラシー」の向上を目指すものではある。

一方で、「リーガル・リテラシー」の備わった国民であれば、他者の権利と自己の権利とを理解し、どのように調整するべきかどうかの判断は適切に行えるはずである。そこで、他者の権利と自己の権利とを理解しているが故に、他者の権利を不当に侵害しないように「配慮」し、相互の合意によって適切に「調整」することが目指されるべきである。

要するに、普遍的な法的・道徳的に高次の社会とは、むしろそのような 積極的な紛争解決が行われている一方で、そうではない場合にも、適切な ルールを基礎として利害の調整がなされているものと考える。具体的には、 ADR のように現実に訴訟以外の方法で解決するのと同時に、他者の権利 や利害を理解することで権利の調整を図りながら社会活動ができる法的判 断の段階まで達すれば、低訴訟率でかつ事前の紛争防止にもなる。低訴訟 率でかつ事前の紛争防止という状況こそ,法的判断として重要な位置づけ なのである。

おわりに

道徳的ないし法的判断の発達理論を参考に、現在の法教育の目指すべき 法的判断の方向性を検討してきた。結論として,単に「公正・公平なルー ル」に基づく機械的な法的判断では,本来の意味で高次の道徳的・法的な 発達段階を獲得したことにならない。重要なのは、「公正」と「配慮」な いし「他者との対話による合意形成」が統合された道徳的・法的な発達段 階こそが高次の段階であることである。道徳性判断の発達を参考とする場 合、「発達段階」理論の合理性や道徳判断の第6段階とはどのようなもの なのかについて、考察していく必要性が感じられた。なお、本稿では、 タップの見解を前提に,法的判断と道徳判断を同義のものとして扱って検 討したが , 実証的研究を参考にする際に , 「法的」判断と「道徳」判断の 相違があるのではないかと感じられた部分もある。「法的」判断において、 結果の妥当性や絶対的な法的価値、実定法上の解釈の限界のといった観点 は重要な要素の一つであるし、「道徳」とは異なり知識的なものが寄与す る側面もあるので、「法的判断の発達」と「道徳判断の発達」の具体的な 相違は、法教育における「発達段階」の問題として今後の課題の一つであ る。そのような意味でも、「道徳」による判断要素とは異なる部分もあり、 道徳的に高次の段階にあれば「法的」にも高次の段階にあるのかは疑問が ある。

とはいえ,目指すべき法的判断枠組みを考える上で,道徳判断の発達段階においても,最高道徳とされる第6段階の「公正」という初期の位置づけが修正され,「公正」を基礎においた「人格の尊重」という道徳判断が位置づけられたことは興味深い。それは「法的判断」という観点から見ても,自他の権利の存在や契約観念などの「人格の尊重」という側面は,法

的にみても紛争解決や紛争予防にとって重要な側面であり,道徳判断における第6段階との置きかえにおいても,説得性のあるものである。

以上から,発達心理学の議論をはじめ,法社会学的な観点でも,八一バーマスなどがいう法的コミュニケーションによる合意の形成が適切な紛争解決であるという見解を,念頭に置くことが重要なのではないか。そして,今後の法教育では,「公正」の側面からだけではなく,「他者との対話による合意形成」という法的スキルの側面から行うことが重要となることを指摘して,本稿の結論とする。ただ,法教育研究会『報告書』の中では,十分に吟味されていたとはいえず,さらなる検討の余地があったように思われた。

今後の検討課題としては,個人や集団自身の法的な「自己判断」の形成過程と司法の場や社会における影響,それらに基づいた法教育手法(模擬裁判の実質や法的知識の教授の仕方など)が挙げられる。この点について若干の指摘をしておく。

まず第一に,『報告書』提出後の動向において,千葉大学教育学部において付属小学校における授業実践とともに,教員研修における法理解と授業企画といった取り組みがなされている。これは法教育の今後の展開において興味深いものである⁷³⁾。なぜなら法教育担当者(特に学校教員)の養成は,教材・プログラム開発と並び,法教育の基礎をなすものだからである。

第二に、法教育の最も基本的な高次の法的・道徳的発達段階を、「人格の尊重」、つまり、「他者との対話による合意形成」であると考えると、目指されるべき法的スキルは、日常における「法的交渉」ないし「法的対話」ということになる。この点において、擬似的な日常ないし法的状況における「法的対話」を身につけさせるプログラムが考えられる。具体的には、日常生活における身近な問題や調停や仲裁などの場面設定を通じて、交渉や対話をさせるロールプレイもひとつの方法であろう⁷⁴⁾。

第三に,個人や集団自身の法的な「自己判断」の形成過程の問題である。

これは,推進協議会でも検討されている法教育における裁判員養成に関わるテーマの一つで,裁判員の判断過程そのものとも直結する。特にマスコミや世論が裁判員の判断にいかなる影響を与えるのかということがおおよその課題となる。この問題については,諸外国の陪審制や参審制における研究が参考になる。また,リアリズム法学での宗教的・政治的傾向がどのように反映されるか,という議論も参考になる。

最後に、ADR などの司法制度の意義や実証的研究や法意識研究など、これまで法学研究者が果たしてきた役割が法教育においても応用されていくことで、自律的な市民の育成ともに、法実態にあった、または、法実態を作り出すきっかけとなるものと思われる。その意味でも、法学研究者の積極的な関与が望まれるのである。

- 1) 『我が国における法教育の普及・発展を目指して 新たな時代の自由かつ公正な社会 の担い手をはぐぐむために 』法教育研究会『報告書』(2004年11月4日) http://www.moj.go.jp/KANBOU/HOUKYO/houkoku.html 2頁(2006年7月10日確認)。
 - もとは,アメリカの法教育 Law Related Education Act of 1978, P. L. 95-561 を参考に した用語で,知識型の教育ではなく,思考型・社会参加型の教育であるとしている。但し, 思考型・社会参加型の教育が,現代の教育一般においてもされている一方,その背景に適 切な知識の理解も求められると思われる。
- 2) 『報告書』・前掲(1)1頁。法教育研究会の発足目的は,既述の通りだが,すでに司法制度改革推進計画においても,「学校教育等の司法に関する学習機会を充実させることが望まれる」と指摘されており,当該推進計画を受けたものでもある(前記した HPのURLのトップページも参照)。
- 3) 『報告書』·前掲(1)1頁。
- 4) 例えば、「黙秘権」という権利について、同じ法律家であっても、検察側と刑事弁護人側では、その権利に対する認識には大きな差がある。この格差については、法教育を行うにあたり、現実社会との大きなギャップを生む可能性もあり、整理が必要である。このように、同じ法律家の間でも、大きな認識の差があるものもあり、法教育を行うにあたっては大きな問題である。
- 5) 2005年5月に,法教育研究会報告書の趣旨を踏まえつつ,いかに法教育を推進していくかを多角的に検討するために発足した。法学研究者として,法教育研究会に引き続いて,土井真一教授(京都大・憲法)が,座長として参加されている。他方,法教育研究会には,委員として参加していた沖野眞巳教授(学習院大・民法)は参加されていない。2007/01/20現在,第1~10回までの議事概要と議事録が公開されている。http://www.moj.go.jp/KANBOU/HOUKYO/kyougikai/(法教育推進協議会:2007年1月20日確認)

立命館法政論集 第5号(2007年)

- 6) 『報告書』・前掲(1)14頁。
- 7) 山岸明子「道徳的判断とその発達」木下冨雄,棚瀬孝雄編『法の行動科学』(福村出版, 1991)74~90頁参照。
- 8) 『報告書』・前掲(1)3頁。
- 9) 『報告書』・前掲(1)1~3頁参照。また,法教育推進協議会でも,裁判員教育教材についても検討されていることから、その念頭におかれていたものと思われる。
- 10) 『報告書』・前掲(1)3頁。また,初等中等教育における当面の教育課程及び指導の充実・改善について(答申)中央教育審議会 2003年10月7日 参照。http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/03100701.htm(最終アクセス日:2007/01/08)ここで,「生きる力」とは,主として「自ら学び,自ら考え,主体的に判断し,行動」できる力をさす。
- 11) 『報告書』·前掲(1)3頁参照。
- 12) 『報告書』・前掲(1)12頁。
- 13) 『報告書』・前掲(1)14頁。
- 14) 法教育研究会 『第6回法教育研究会議事録』(2003年12月15日) 2 ~ 3 頁。http://www.moj.go.jp/KANBOU/HOUKYO/gijiroku06.pdf(2006年7月10日確認)
- 15) 『報告書』・前掲(1)15頁。また,『第6回議事録』・前掲(14)2~3頁。多数決によっても矛盾があるものとして,マイノリティの権利が挙げられる。
- 16) J. ライマー, D. P. パオリット, R. H. ハッシュー著コールバーグ「第3章: 道徳性の発達理論」『道徳性を発達させる授業のコツ ピアジェとコールバーグの到達点 』(北大路書房, 2004) 45頁。
- 17) J. ライマー他・前掲(16)43~45頁参照。
- 18) 『第6回議事録』・前掲(14)2~15頁。
- 19) 『第6回議事録』・前掲(14)3~5頁。また, J. ライマー他・前掲(16)41~76参照。
- 20) 川岸・前掲(7)79~81百参照。
- 21) 山岸・前掲(7)79~81頁参照。
- 22) 『第6回議事録』·前掲(14)4頁参照。
- 23) 『第6回議事録』・前掲(14)9頁。
- 24) 『第6回議事録』・前掲(14)14頁。
- 25) 『第6回議事録』・前掲(14)14頁。確かに,コールバーグの宗教的価値観が反映されているとの見方は,説得力のあるものとも思われる。特に,キリスト教に関しては,コールバーグ自身が第6段階という最高道徳を考えるにあたって用いられている。また,カントやブラトン等を参考にもしており,哲学的な志向も高い。その点につき,ローレンス・コールバーグ著 岩佐信道訳『道徳性の発達と道徳教育 コールバーグ理論の展開と実践』(広池学園出版部,1987)
- 26) 『第6回議事録』・前掲(14)1~14頁。コールパーグが提示した例に対し、「日本でも、今のようなものをもう少し日本化した、日本の文脈に合うような問題に変えて、道徳の授業をかなり展開するようになっている」と述べた一方で、現状紹介だけで終わらせている点からそう解釈した。

法的判断枠組みと法教育の目指すべき到達点(佐藤)

- 27) 川岸・前掲(7)74~90百参照。
- 28) 前掲(7)87~88頁参照。山岸教授の実証的研究については,山岸明子著『道徳性の発達に関する実証的・理論的研究』(風間書房,1995)49~96頁参照。但し,山岸教授の研究対象には,標本の代表性や有効回答数などの問題があるため,一概に正しい調査といえるかについては,山岸教授自身も留意を要するとしている箇所がある。また,コールバーグの用いた評定法とは異なるなど主要な部分にも修正を加えているようであり,そのままアメリカの結果と比較することには疑問は残る。特に,「日本的な」志向とするものは,およそ一般的な視点からの見解(社会学等の議論を特に参照した既述はない)であろうし,修正方法にも「日本的な」志向という仮説が反映しているともみえる。したがって,山岸教授の研究方法とコールバーグの研究方法の比較については,「道徳判断の発達」理論の基礎的な見解を比較する等も必要であるが,この問題は派生的なものであるので,本稿では省略する。
- 29) 六本佳平著『日本の法と社会』(有斐閣,2004)25頁。この点,六本教授も,「コールパーグの,子供の精神的発達にともなう規範意識のモデルも,法類型論への応用可能性を持っている点で興味深い」として山岸教授の文献を参考にあげている。なお,放送大学教養学部の教材であった六本佳平著『日本の法システム』(放送大学教材,2000)をつくり直したものである。
- 30) 六本・前掲(29)29頁参照。また、川島武宣『日本人の法意識』(岩波新書、1967)も参照した。
- 31) J. ライマー, D. P. パオリット, R. H. ハッシュー著コールバーグ「第4章: 道徳性発達 と道徳教育に関するコールバーグ理論」『道徳性を発達させる授業のコツ ピアジェと コールバーグの到達点 』(北大路書房, 2004) 77~109頁参照。うち,88~96頁まで コールバーグ理論の信頼性についてふれている。
- 32) 1. ライマー他・前掲(31)88~91頁参照。
- 33) 山岸明子「コールバーグ理論のその後の展開」永野重史編『道徳性の発達と教育 コールバーグ理論の展開』(新曜社,1987)209~210頁参照。もともとコールバーグ理論においては,発達は青年期までのものであるとされていたが,この再評定を受けて,23歳以下では第5段階は存在していないなどの結果が現れることで,成人期にも起こるものであると考えられるようになった。
- 34) 山岸・前掲(7)89頁参照。
- 35) J. ライマー他・前掲 (31) 91~92頁参照。1956~1976年まで被験者に6回の面接を行っている。1976年までに,53人の被験者が関わり,3~6回の面接を受けている。最初の研究に参加した男子を追跡調査するという形がとられた。
- 36) 山岸・前掲(7)山岸明子著の参考文献88頁参照。
- 37) J. ライマー他・前掲 (31) 98頁参照。ギリガンが注目したのは,コールバーグが用いた手段がすべて男性サンブルであったことに由来する。
- 38) J. ライマー他・前掲(16)52頁及び(32)99~100頁参照。
- 39) J. ライマー他・前掲(16)52頁参照。「ハインツのジレンマ」というコールバーグが例として使用したものである。

立命館法政論集 第5号(2007年)

- 40) [ライマー他・前掲(32)99頁参照。
- 41) J. ライマー他・前掲(32)99頁参照。
- 42) 片瀬一男「第5章 公正の道徳と配慮の道徳」片瀬一男・高橋征仁・菅原真枝著『道徳 意識の社会心理学』(北樹出版,2002)79~94頁参照。
- 43) 片瀬・前掲(42)88~91頁参照。ギリガンの反論に対する回答について, L. コール バーグ/C. レバイン/A・ヒューアー 片瀬一男/高橋征仁訳『道徳性の発達段階 コー ルバーグをめぐる論争への回答』(新曜社,1992)191~225頁参照。
- 44) 山岸・前掲(33)232~235頁参照。また,片瀬・前掲(7)88~91頁参照。ギリガンをはじめ性差があるとする研究とウォルカー(walker)による性差はないとする研究とを紹介している。この性差に問題は,コールバーグが後の評定法の改訂により,女性も必ずしも低くは評定されなくなったことなどの回答をしたこと等もあり,「公正」と「配慮」のどちらの道徳に重点を置くかという観点に置き換えられている。また,青年期までは性差がほとんどみられず,主に性差がみられるのは成人期においてであり,それは学歴や職業上の地位などの社会的属性によって影響されているとする。次に,2つの道徳のいずれ重視するかは,道徳的問題と その問題におかれた「道徳的雰囲気(moral atmosphere)」の2つの要因により決まるとしている。
- 45) 片瀬・前掲(42)88~91頁参照。ここで,片瀬は,「ハインツのジレンマ」というコールパーグの研究における事例を用いて説明している。
- 46) 片瀬・前掲(42)90頁参照。
- 47) J. ライマー他・前掲(32)95~98頁参照。スナレイの発達速度の違いについて,例えば, 10~12歳の女子は第3段階に早く達する一方,16~18歳の男子は女子に比べて第3段階か ら第4段階への発達が急で,23~30歳の男性は女性より優位で,第4段階と第5段階を多 かった。これは,両親においても同様の結果であったようである。
- 48) J. ライマー他・前掲(32)266~267頁,引用文献の頁。
- 49) J. ライマー他・前掲(32)98頁。
- 50) J. ライマー他・前掲(32)95~96頁参照。
- 51) 山岸・前掲(33)73~96頁。日本において、後になって第2段階が現れるのは、当初はステレオタイプ的な期待(「よい人である」など)に従おうとするが、しだいに自分の行動がどのような結果につながるかを理解することで「自分のために」行動を選ぶことが多くなり、自分と他者の立場の違いを踏まえて交換概念で判断するようになるため、第2段階が多くなるとしている。但し、他の研究では小学生の道徳判断は第2段階が優勢になる結果もあるようである(同文献75頁参照)。
- 52) 山岸・前掲(33)73~96頁。
- 53) 但し、山岸教授は、コールパーグ理論自体の信用性を否定しているわけではない。コールパーグの示した「発達段階」については、日本でも年齢ともに高い段階になる傾向が示されているとの理由から、「ステージの順序性は文化的に普遍的」としているし、社会や文化が役割取得の機会をもって個人の道徳に影響するという見解を、日本の文化や第3段階に対応する役割取得の機会があることに鑑みても説明ができることを示しており、全体としてコールパーグ理論の枠組みを支持している。ただ、2 3、3 4、など一段階ず

法的判断枠組みと法教育の目指すべき到達点(佐藤)

つ順序を経て発達するかについては,明らかにされておらず,必ず経過するような発達 「段階」なるものなのかは疑問が残る。

- 54) 片瀬・前掲(42)79~94頁参照。
- 55) 片瀬・前掲(42)83頁参照。
- 56) 片瀬・前掲(42)83~84頁参照。第1ステージを「個人的生存への指向」,第2ステージを「自己犠牲としての善」,第3ステージを「非暴力の道徳」とし,それぞれの移行段階として,「自己中心性から責任へ」,「善から真実へ」と位置づける。
- 57) 片瀬・前掲(42)86~88頁参照。『ギリガンの考察を吟味してみると,彼女の言う「配慮」は,道徳的推論や判断そのものの問題というより,そもそも道徳的問題をどう認知し,構成するかという認知の問題に関連していると考えることができる。』『したがって,「公正」と「配慮」の違いは,ヌナー=ヴィンクラー(Nunner-winkler, 1984)やハーパーマス(Harbermas, 1983=1991)の指摘するように,道徳的・倫理的立場の違いというより,状況規定にほかならない。すなわち,ある行為葛藤の状況を「道徳的問題(moral issue)」として把握するのか,それとも「評価的問題(evaluative issue)」として把握するのか違いである。
- 58) 片瀬・前掲(42)91~94頁参照。ここで,第6段階の「普遍的な倫理原理」という枠組 みは,「人格の尊重」という枠組みに再定式化されたが,それ以外の第1~5段階の枠組 み自体に大きな変更があったわけではない。すなわち,図表1で示した内容自体が大きく 変わったというわけではないと思われる。それは,コールパーグが修正したのは,発達段 階そのものではなく、その分類する場合の基準・評価法であることにもいえる。
- 59) 例えば、片瀬・前掲(42)92頁参照。片瀬教授は、『平等な「人格の尊重」という原理が現実化されるのは、実際の他者との対話をつうじて互いの利害を共感的に理解し、互いの役割を取得するなかで公正な利害の裁定がなされることによってである。と説明している。
- 60) 六本・前掲(29)38頁。
- 61) 六本・前掲(29)38頁。
- 62) 片瀬・前掲(29)79頁参照。「近代西欧の個人主義の伝統を引き継ぐものであり、それ ゆえ道徳的発達段階の普遍性を主張できないと批判される。つまり、文化的価値は、多元 的であるから、西欧的な公正の概念にもとづく道徳的判断のみをもっとも高次のものと判 断することは、著しく妥当性を欠くという批判である。(simpson, 1974)」
- 63) 川島・前掲(30)171~178頁。
- 64) 川島・前掲(30)155頁。当時の『広辞苑』では調停の説明の中に,「仲裁」等と書かれていると指摘した。
- 65) 小島武司「思想的理念的基盤をめぐって 法へのアクセス 」『特集 情報技術と司 法制度改革 正義へのユビキタス・アクセスと IT 革命』法律時報76巻3号24~28頁。
- 66) 小島武司「正義へのアクセス,その新たな波」判例タイムズ1183号(2005.9.15)122頁 参照。司法制度改革審議会『報告書』については,http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/(2007年1月21日確認)。
- 67) 小島武司「正義へのアクセス,その新たな波」判例タイムズ1183号(2005.9.15)122頁

立命館法政論集 第5号(2007年)

- 参照。司法制度改革審議会『報告書』については、http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/(2007年1月21日確認)。
- 68) 第四の波について,小島・前掲(67)121~124頁。このほか,付け加えることが妥当の ものとして「第五の波」がある。これは,グローバール化における国境を越える紛争や渉 外法的サービスの解法に向けての動きと位置づけられている。特に,外国法事務弁護士制 度等の国際弁護士活動における局面についての指摘である。第四の波とは異なり,紛争解 決の思考過程そのものに関わるものではないため,脚注における紹介でとどめておく。
- 69) 小島・前掲(67)123頁。
- 70) 太田勝基 『立命館宇治高等学校における「法教育」の取り組み 法教育は民主主義 の「米」「味噌」「醤油」」(立命館宇治高等学校・太田先生へのインタビュー・訪問の際 にいただいた資料である。
- 71) 『報告書』・前掲(1)13頁。
- 72) 『報告書』・前掲(1)2頁。
- 73) 法教育推進協議会・論点整理(案)2頁。ここの課題として,社会科や家庭科などの教科の枠組みの中で,各々の担当教員が,各教科個別に教えるべきか,ということが挙げられる。つまり,「法学科」等の独立した教科として,法教育担当教員が,体系的に教えることも十分に考えられる。諸外国では,そのような「法律科」等の別の教科として捉えているようなところもある。現在の法教育推進協議会においては,「それぞれの教科等をどのように相互に連携させるか検討する必要がある」としている(論点整理(案)12頁)。
- 74) 報告書の4教材実践の方向として、「ルールづくり」がある(『報告書』・前掲(1) 43~118頁参照)。また、「私法と消費者保護」という中で、「法的交渉」ないし「法的対 話」といったことが考慮される必要がある。